

道路占用 許可申請 協議 書

新 規	更 新	変 更	許可指令 令和	第 年	月	日
--------	--------	--------	------------	--------	---	---

令和 年 月 日

春日部市長 あて

〒

住所

氏名

担当者

TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名	市道 ー 号線	車道・歩道・その他		
	場所	春日部市 地先から地先まで			
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件 の構造		
	令和 年 月 日まで				
工事の時期	令和 年 月 日から	間	工事実施 の方法		
	令和 年 月 日まで				
道路の復旧方法			添付書類 (各2部)	位置図、案内図、公図写し、現況写真 土地利用計画図、平面図、断面図	

記入要領

- 1 「許可申請「第32条 許可を申請協議」、第35条」及び協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 4 申請者は、本申請書の正本(厚紙)の押印欄へ押印すること。
- 5 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。
- 7 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 8 「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。
- 9 「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載すること。
- 10 「工事実施の方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は、開削・推進・シールド等の別を記載すること。
- 11 「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
- 12 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 13 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。
- ※ 更新許可申請の場合は、添付図書のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。
- 13 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。
- ※ 更新許可申請の場合は、添付図書のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	許可指令	第	年	月	日
----	----	----	------	---	---	---	---

令和 年 月 日

春日部市長 あて

〒

住所

氏名

担当者

TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名	市道 ー 号線	車道・歩道・その他		
	場所	春日部市			地先から地先まで
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件の構造		
	令和 年 月 日まで				
工事の時期	令和 年 月 日から	間	工事実施の方法		
	令和 年 月 日まで				
道路の復旧方法			添付書類 (各2部)	位置図、案内図、公図写し、現況写真 土地利用計画図、平面図、断面図	

道路占用 許可書 回答

許可指令 第 年 月 号 日
令和 年 月 日

〒

住所
氏名

令和 年 月 日付で申請のあった道路占用については、

下記のとおり 許可 回答 する。

春日部市長



記

占用の目的					
占用場所	路線名	市道	—	号線	車道・歩道・その他
	場所	春日部市			地先から 地先まで
占用物件	名称		規模		数量
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件の構造		
	令和 年 月 日まで				
工事の時期	令和 年 月 日から	間	工事实施の方法		
	令和 年 月 日まで				
道路の復旧方法			占用料	○初年度 円	○減額
				年額 円	○免除
(納入期限) 別途発行する納入通知書に指定する期					

許可・回答条件

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の掘削を伴う道路占用にあたっては、別に定める「道路占用工事標準条件書」を遵守すること。 2 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別添の届出書を春日部市長(以下「市長」という。)へ提出すること。なお、完了届にあつては、施行前・施行中・施行後の写真を添付すること。 3 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。また、交通の危険防止のため道路標識その他工事標準施設を完備すること。 4 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。 5 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 6 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。 7 道路に関する工事のため、占用物件の除去・移転又は改築の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行すること。 8 道路占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了日の1か月前までに、道路占用許可申請(協議)書を提出すること。 9 道路占用を廃止しようとするときは市長へ届け出て現状復旧の方法及び時期について指示を受けること。 10 工事時間は、8:30から17:00までとする。 11 境界線等に影響があった場合は復元すること。 12 通勤・通学時間帯は、極力工事を避けること。 |
|---|--|

教示

- 1 審査請求について
 審査請求について通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に春日部市長に対して、審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 取消訴訟について
 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、春日部市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において春日部市を代表する者は市長です。
 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を受けた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

道路占用 許可 書 回答 回 答

許可指令 第 年 月 日
令和 年 月 日

〒

住所
氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった道路占用については、
下記のとおり 許可 回答 する。 春日部市長 印

記

占用の目的					
占用場所	路線名	市道	—	号線	車道・歩道・その他
	場所	春日部市 地先から地先まで			
占用物件	名称		規模		数量
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件の構造		
	令和 年 月 日まで				
工事の時期	令和 年 月 日から	間	工事实施の方法		
	令和 年 月 日まで				
道路の復旧方法			占用料	○初年度 円	○減額
				年額 円	○免除
(納入期限) 別途発行する納入通知書に指定する期					

許可・回答条件

- 1 道路の掘削を伴う道路占用にあたっては、別に定める「道路占用工事標準条件書」を遵守すること。
- 2 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別添の届出書を春日部市長(以下「市長」という。)へ提出すること。なお、完了届にあつては、施行前・施行中・施行後の写真を添付すること。
- 3 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。また、交通の危険防止のため道路標識その他工事標準施設を完備すること。
- 4 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。
- 5 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。
- 6 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。
- 7 道路に関する工事のため、占用物件の除去・移転又は改築の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行すること。
- 8 道路占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了日の1か月前までに、道路占用許可申請(協議)書を提出すること。
- 9 道路占用を廃止しようとするときは市長へ届け出て現状復旧の方法及び時期について指示を受けること。
- 10 工事時間は、8:30から17:00までとする。
- 11 境界線等に影響があった場合は復元すること。
- 12 通勤・通学時間帯は、極力工事を避けること。

教 示

- 1 審査請求について
 審査請求について通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に春日部市長に対して、審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、春日部市長を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において春日部市を代表する者は市長です。
 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を受けた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

道路占用 許可申請 協議 書

新規 更新 変更 許可指令 令和 年 月 日

令和 年 月 日

春日部市長 あて

〒

住所

氏名 (印)

担当者

TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的			
占用場所	路線名	市道 一 号線	車道・歩道・その他
	場所	春日部市	地先から地先まで
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件の構造
工事の時期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施の方法
道路の復旧方法			添付書類 (各2部) 位置図、案内図、公図写し、現況写真 土地利用計画図、平面図、断面図

道路占用許可審査書兼伺書

	道路管理課長	主幹	主査	回 議	起案者	道路管理課 道路管理担当
						内線 (番)

事務的審査・技術的審査	(審査意見)	合 議					
	受 取	令和 年 月 日	公 印 使 用			月 日	個

起 案	令和 年 月 日	現地確認	令和 年 月 日
決 裁	令和 年 月 日	保存期間	永年 ・ 10 ・ 5 ・ 3 ・ 1